

令和3年11月19日招集

令和3年第13回登米市教育委員会
11月定例会議議案

登米市教育委員会

令和3年第13回登米市教育委員会

11月定例会議議事日程

日 時 令和3年11月19日（金）午後1時30分

場 所 登米市役所 中田庁舎1階 101会議室

1 出席点呼

2 開会宣言（開会 午前 時 分）

3 前回までの教育委員会会議録の承認

4 教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

日程第1（報告第23号） 教育長の一般事務報告について

6 議 事

日程第2（議案第38号） 登米市立学校の廃止について

日程第3（議案第39号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について）

日程第4（議案第40号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市登米総合体育館、
登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館〕

日程第5（議案第41号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市南方武道伝承館、
登米市南方総合運動場及び登米市南方中央運動広場〕

日程第6（議案第42号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市高倉勝子美術館〕

日程第7（議案第43号） 上杉奨学金貸付基金管理運営規則の一部を改正する
規則について

7 課長等報告

（1）登米市教育大綱等の見直しについて

8 次回教育委員会定例会議開催日時

令和3年12月 日（ ）（午 時 分）

9 閉会宣言（閉会 午 時 分）

10 その他

- (1) 第12回総合教育会議について
- (2) 10月の生徒指導状況について
- (3) 登米市成人式の開催について
- (4) 第三次登米市子供読書活動推進計画について
- (5) その他

11 散 会 (散会 午 時 分)

報告第23号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

令和3年11月19日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第38号

登米市立学校の廃止について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第3号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第2号の規定により、下記の幼稚園を廃止することについて議決を求める。

令和3年11月19日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

記

1 廃止する幼稚園の名称及び位置

名称	位置
登米市立米山東幼稚園	登米市米山町字桜岡鈴根11番地1
登米市立東郷幼稚園	登米市南方町堂池218番地1

2 廃止日 令和4年3月31日

議案第 39 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 3 年 11 月 19 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 40 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 3 年 11 月 19 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 41 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市南方武道伝承館、登米市南方総合運動場及び登米市南方中央運動広場〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 3 年 11 月 19 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 42 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市高倉勝子美術館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 3 年 11 月 19 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第43号

上杉奨学金貸付基金管理運営規則の一部を改正する規則についてについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第3号の規定により、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年11月19日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃